

市からの説明資料

■ 自治基本条例案の調整事項について

1 前文をどのように整理するか＝自治基本条例制定の精神・趣旨で

- 自治基本条例制定の趣旨としては、市民主体の自治の推進（地方自治の本旨の実現）により、公共的な地域社会の構築及び市民生活（住民福祉）の向上を図ること。
- 前文の記述としては、市の来歴（まちの成り立ち）とそのアイデンティティ（＝大切にしていけるべきもの）、自治の推進によりたどりつくべき市の将来像（あるべき姿）、担い手としての市民の決意・宣言、自治基本条例の位置づけなどが考えられる。

2 自治の基本理念・基本原則をどのように整理するか（骨子案では#3）

- 小平市におけるこれからの自治の基本理念（あるべき姿）としては、
 - ①「市民参加」
住民の意思に基づく行政運営・参加を拡充すること
 - ②「協働」
協働の原則を明確化し推進すること
 - ③「市民自治のまちづくり」
地域力の主体的な発揮を充実すること
- 基本原則は、この基本理念を達成していくために適用される通則的な考え方もしくはルールと考える必要がある。

3 自治の担い手のあり方を権利・責務として規定する（#4～#9）

○小平市における自治の担い手及びそのあり方としては

①市民（小平市の区域内に住所を有する者）

※市の人的構成要素としての市民という場合には、法人及び外国人も含まれると解釈される。

主権者としての市民という場合には、法人及び外国人を含めない。

自治の主体かつ担い手として、行政運営に対し意思反映及び参加を行い、また、地域課題解決のための活動に参加する、というあり方

②公共的活動に参加する個人

③公共的活動を行う事業者・団体

その公共的活動により地域課題解決に寄与する、というあり方

④市（議会及び執行機関）

行政運営の主体として、市民の意思反映および参加に基づき、総合的な行政を推進する、というあり方

○自治基本条例において規定する権利・責務については、自治を推進していくにあたっての各主体の権利・責務として考える必要がある。

■市民の権利については、参加する権利・知る権利・意見を表明する権利が考えられる。これに加え、地方自治法上の権利規定を確認的に規定することもあり得る。

■市民の責務については、自治の主体かつ担い手としての認識・主体的参加・発言や行動における責任・行政サービスにかかる負担の分担・市民相互の尊重や連携などの責務が考えられる。

■事業者・団体の権利については、市政に参加する権利・情報を知る権利が考えられる。

■事業者・団体の責務については、地域の生活環境に及ぼす影響への配慮などの社会的な責務・地域社会との協調および発展への寄与などの責務が考えられる。

●#4市民の権利は、骨子案説明にあるとおり、自治の権利に絞って規定するとの考え方で整理すべきではないか。

- # 4 市民の権利（１）「人権尊重・自己実現・幸福追求・安全安心」については、自治の権利として規定すべきものではないのではないか。
→前文で整理されるべきかどうか。
- # 7 事業者等の権利（２）相互に連携・協力をはかり、協働することについては、共通の目的でという前提とすべきではないか。また、責務規定として整理することは可能か。
- # 1 0 情報を知る権利については、情報公開条例により、何人に対しても知る権利が保障されているところから、妥当であるが、市民及び事業者等のそれぞれの権利規定に規定するほうがよいのではないか。
- # 1 1 市民参加の権利（１）「・・・平等な立場での参加」については、当該骨子案説明にあるとおり、別の形で表現したほうがよいのではないか。→前文で整理されるべきかどうか。
- # 1 1 市民参加の権利（２）「まちづくり活動への参加」「市政への参加」の併記については、市民参加を行政運営に対する参加だけでなく捉える考え方で、妥当であるが、# 1 1 市民参加の権利（３）とあわせ、市民及び事業者等のそれぞれの権利規定に規定するほうがよいのではないか。
- # 1 2 満 1 8 歳未満の市民の権利については、満 1 8 歳未満が定義上市民一般に当然含まれるものであることから、重複した表現となっている。後段の「市が子どもの意見を聴く努力・必要な支援」に規定を置こうとした趣旨があるとするれば、別の形で表現したほうがよいのではないか。→市民参加の基本原則 # 1 3 で整理されるべきかどうか。

4 参加・協働・地域コミュニティのあり方を規定する。

（# 1 1～# 2 0・# 2 2～# 2 4）

- 行政運営に対する意思反映・参加については、おおむね、現行のしくみ（市民参加指針）を基本とし、個々の場面の中で拡充を図っていく。
→自治基本条例では基本原則を整理し、詳細に関しては、別に規定していくとしてはどうか。
- 協働については、必要に応じ行政の支援も含め、今後より一層の拡充を図っていく。
→自治基本条例では基本原則を整理し、詳細に関しては、別に規定していくとしてはどうか。

○地域力による課題解決・サービス提供については、今後より一層の拡充（地域コミュニティの振興）を図っていく。

→自治基本条例では基本原則を整理し、詳細に関しては、別に規定していくとしてはどうか。

- #11・#12については、前掲のとおり。
- #14男女共同参画については、市民参加の基本原則として整理されるべきではないか。
- #15参加の方法・#16参加の対象・#17パブリックコメントについては、手続き規定と考えられることから、別に規定することとしてはどうか。
- #22地域コミュニティの定義について、地域における課題解決・サービス提供の想定主体は、地縁型コミュニティ組織（自治会など）・テーマ型活動団体・公益法人・社会福祉法人・NPO法人などや、営利法人でも非営利の公共的活動があるなど、多様な主体が想定できるがどこまでを地域コミュニティという用語で定義してよいか。
また、「コミュニティ」という用語で定義してよいか。

5 議会の基本原則を規定する（#25～#27）

○市議会について、地方自治法では、立法及び財政等に関する議決権・執行機関に対する監視的権限・その他自律的権限などの権限を定めている。この他に、議会のあり方として、「開かれた議会運営」「情報共有」「情報公開」などの責務を規定することが考えられる。

○議員について、地方自治法では、任期や兼職・兼業の禁止を定めている。この他に、議員のあり方として、「市民の信託に応える」「公正・誠実な職務執行」などの責務を規定することが考えられる。

6 市長を含め執行機関の基本原則を規定する（#28～#40）

- 市長については、地方自治法では、その任期などの地位や、市の統括代表権・事務の管理執行権・職員の指揮管理・公共的団体等の管理・内部組織の設置などの権限を定めている。この他に、市長のあり方として、「市民の信託に応える」「公正・誠実な職務執行」などの責務を規定することが考えられる。
 - 執行機関（長及び行政委員会）について、地方自治法第138条の2では、「・・・当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定され、また、第138条の3では、長の所轄の下での組織原則が規定されている。
 - 市職員（執行機関の職員）について、地方公務員法では、サービスの根本基準・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・守秘義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為等の禁止・営利企業等の従事制限などのサービス上の義務、また、勤務能率の発揮及び増進のための研修機会の付与が規定されている。
また、特別職たる嘱託職員についても、要綱において、一般職に準じたサービス・研修の規定がある。
 - 行政運営のあり方については、基本原則項目を規定するもので、基本構想（計画行政）・情報公開・個人情報保護・要望等への対応・行政手続・説明責任・行政評価・組織運営・財政運営・法令遵守などを想定する。
- #28・#29 見出しの「使命」については、「責務」が正確ではないか。
 - #28 市長の使命・#29 市職員の使命については、妥当であるが、執行機関の責務規定があったほうがよいのではないか。
 - #30 行財政運営の基本方針については、執行機関の根本基準として、責務規定として整理できるかどうか。
 - #31 長期総合計画については、基本構想が地方自治法第2条4項に規定されており、計画行政を進めることを原則として規定することは妥当であるが、基本計画部分を市議会の議決事項とすることについては妥当ではないのではないか。
 - #32 組織と人事については、組織原則が地方自治法第2条15項に、職員の任命・能力開発・勤務成績の評定などが地方公務員法に規定さ

れているが、これらとの整合性で整理されるべきではないか。

(3)の人事配置及び計画的ローテーションの記述は、長の人事権に関する内容であり規定すべきではないのではないか。

- #33 情報の共有については、市民と市の情報共有の重要性を規定することは妥当であるが、情報提供を含めた情報公開が情報公開条例で定められていることから、「複数の方式で」という手法の限定は不整合が生じることはないか。
- #35 苦情・要望への対応については、応答責任の原則として規定することは妥当であるが、「必要がある場合のオンブズマン等第三者機関の導入」は、行政相談委員等現行制度がすでにあることから必要性は生じ得ないのではないか。
- #36 行政評価については、計画的な行政運営と対になる評価・改善を行う行政運営の原則を規定することは妥当であるが、「市民を含む外部者による評価」を必須とすることは妥当ではないのではないか。
- #37 危機管理については、行政運営の基本原則として規定すべきものではないのではないか。→危機管理体制の確立という趣旨については、組織のあり方の中で整理できるかどうか。
- #39 法務については、行政運営の基本原則として規定すべきものではないのではないか。→法務能力の向上という趣旨については、職員的能力開発のあり方の中で整理できるかどうか。
- #40 財政のあり方については、地方自治法第2条14項「最少の経費で最大の効果」、または地方財政法第2条「地方財政運営の基本」に基本原則が規定されているが、具体的な手法を規定することは妥当ではないのではないか。

7 住民投票制度をどのようなものとして整理するか（#21）

○住民投票制度は、住民の生活に重大な影響を及ぼすような個別の事案について、住民意思を直接反映することを目的としており、現行制度である間接民主制を補完するものと位置づけることができる。

○地方自治法においては、有権者の50分の1の連署をもって、長に対し条例の制定・改廃の請求をできることになっており（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関することを除く。）、住民は、住民投票条例の制定を請求することができる。請求があったときは、市長は意見を付けて議会に付議し、議決されることによって住民投票の実

施が可能となる。

- # 2 1 市民投票制度については、常設型の必要性について検討が必要

8 国・都等との関係をどのように整理するか

- 条例に盛り込む必須事項ではないと考えられるが、市における自治の推進により達成すべき公共的な地域社会の構築及び市民生活（住民福祉）の向上を図るための補完的な関係要素として、あるいは、団体自治の拡充に関する市政運営の一原則として、規定することが考えられる。（後者の観点に立てば、6 執行機関の基本原則として整理することも可能か。）
- 国・東京都・他の市町村との関係としては、共通する課題解決のための相互連携・協力などの市の努力規定が考えられる。

9 条例の位置づけをどのように整理するか（# 4 1）

- 自治基本条例は、「市における自治の基本的な原理やルールなどを明確にするもの」であり、ここに定められる原理・ルールに従い、他の条例・規則においても整合性が図られることが必要。一方、自治基本条例は、法形式としてはあくまでも他の条例と同じ一条例であることから、他の条例との解釈規定を設けることで実質的な最高規範性を持たせることも可能。
- 自治の基本的な原理やルールを明確にする自治基本条例の検証・評価を行っていく仕組み（機関）は、市議会であると考えられる。
- # 4 1 自治推進委員会の設置については、条例の検証・評価というものが計画事項の進捗管理というものとは性格を異にするため、市政全般をチェックする役割をもつ市議会が行うべきであり、妥当ではないのではないか。